

既存昇降機の改修を行う場合の取扱いについて

昇降機を法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認等」という。）を要する場合を除き、法第87条の4に基づき確認等を要します。

昇降機に関し法第87条の4に規定する「設ける場合」に該当し確認等を要する場合及び法第12条第5項の報告等を求める場合の改修工事内容等について、以下のとおりに取り扱うこととします。

1 「確認等」を要する場合

昇降機の種類	改修工事の内容
エレベーター	・エレベーターを撤去・新設する場合（乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も撤去・新設とみなす。）
エスカレーター	・エスカレーターを撤去・新設する場合（トラス等（トラス又は梁）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り換える場合は撤去・新設とみなす。）
小荷物専用昇降機	・エレベーターに準じる
※ 確認申請が必要な場合は、令第5章の4第2節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。	
※ 既設昇降機の別の昇降路等への移設は、移設先において新設するものとみなす。	

2 「建築基準法施行細則第25条第3項の変更届」又は「法第12条第5項の報告」を要する場合

- (1) 「変更届」については、「設置計画書（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設）」の内容を変更した場合に提出を要する。
- (2) 「法第12条第5項の報告」については、次の場合において建築物の安全性

の確認を必要とする場合に、提出を求める。

エレベーター	<ul style="list-style-type: none">・ 機械室を移設するとき・ エレベーターの用途を変更するとき・ 定員、積載荷重又は速度を変更するとき・ 昇降行程を変更するとき・ 停止階床を変更するとき・ 保守管理上以外で部材・部品の交換をするとき
エスカレーター	<ul style="list-style-type: none">・ 輸送能力を変更するとき・ 定格速度を変更するとき・ 保守管理上以外で部材・部品の交換をするとき
小荷物専用昇降機	<ul style="list-style-type: none">・ エレベーターに準じる
※ 改修工事により当該昇降機の設置当初の規定に適合しなくなる場合は既存不適格と認められない。	

【注意】

取扱いは特定行政庁により異なる場合があるため、建設地の所管行政庁に確認をしてください。

令和元年9月2日
静岡県建築安全推進課
建築確認検査班